

奨学のための給付金（家計急変）及び制服への支援について

1) 家計急変

- 通常制度の対象にならない方でも次の要件を両方満たす場合に家計急変世帯として給付金の支給を受けられる可能性があります。

① 対象となる家計急変事由に該当

離職理由が天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇や、被災により就労が困難となった場合等

② ①の家計急変事由発生後の状況をもとにした世帯の推計年収が次のいずれか相当まで減少

- ・ 約 270 万円未満の世帯（住民税所得割非課税世帯）
- ・ 約 380 万円未満の専攻科に通う世帯（生計維持者全員の住民税所得割の合算額が 100 円以上 105, 500 円未満の世帯）
- ・ 約 600 万円未満の専攻科に通う多子世帯（生計維持者全員の住民税所得割の合算額が 105, 500 円以上 264, 500 円未満で扶養する子が 3 人以上の世帯）

2) 制服の加算

- 次の要件を両方満たす場合に奨学のための給付金における給付額が「81, 000 円」加算される可能性があります。

① 通常制度もしくは家計急変制度の対象となる世帯

※生活保護世帯は対象外となります。

② 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である世帯

通常の申請書類に加えて、「罹災証明書」及び「制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書」の提出が必要になります。

詳しくは、「生徒・保護者向けリーフレット【家計急変】」をご覧ください。

返還不要です

熊本県奨学のための給付金
熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金
家計急変世帯への支援のご案内

1. 概要

熊本県では、家庭の経済状況にかかわらず、進学の実意ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して「熊本県奨学のための給付金」及び「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金」の給付を行います。

2. 対象となる方

- 高校生等が私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、専修学校一般課程等又は高等学校等専攻科に在学しており、高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の受給対象者であること。
- 上記に該当する高校生等の保護者等が熊本県内に住所を有すること。
- 家計急変により、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が、別表のいずれかに相当すると認められること。

※ 保護者等全員の所得要件を満たす必要があるため、例えば父親のみが減収により、非課税相当であっても、母親が課税相当であれば対象とはなりません。

3. 生徒一人当たりの給付額（年額）

（別表）

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	対象外		
2	住民税所得割非課税世帯	152,000円	52,100円	
3	世帯年収が約380万円未満の世帯 （生計維持者全員の住民税所得割の合算額が 100円以上105,500円未満の世帯）	対象外		10,420円
4	世帯年収が約600万円未満の多子世帯 （生計維持者全員の住民税所得割の合算額が 105,500円以上264,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯）			

※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である高校生等・・・1人当たり：81,000円（非課税世帯・家計急変世帯のみ）

※7月2日以降に家計が急変した場合、翌年3月までの月数に応じた額となります。

（例：9月10日に家計が急変した場合、10～翌年3月分相当額を給付します。）

4 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- ② 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
※ 「貼付け台帳」に添付して提出してください。
※ 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。
- ③ 扶養誓約書
※ 別表内の2又は3の世帯に該当する高校生等で、かつ親権者（父母）以外の生計維持者1名に扶養されており、その者の課税証明書等を提出する場合のみ。
- ④ 扶養親族申告書
※ 別表内の4の世帯に該当する専攻科の生徒のみ
- ⑤ 「申立書」
- ⑥ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
（例：離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、減免通知書、戸籍全部事項証明書、診断書など）
- ⑦ 家計急変前の収入を証明する書類
（例：扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）
- ⑧ 家計急変後の収入を証明する書類
（例：会社作成の給与見込（急変後12か月間）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）
- ⑨ 保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類
（例：扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）
※健康保険証の写しを提出する場合は、別紙1の貼付け台帳の余白に添付してください
- ⑩ 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である場合は、「罹災証明書」と「制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書」を提出してください。

③、④及び⑩は必要に応じて提出してください。

※ 給付金の支払日については、審査終了後書面でお知らせします。

学校への申請期限：令和7年（2025年）9月5日（金）

学校の連絡先：096 — 366 — 1201